

# (1) 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付1)

令和7年度住民税が名古屋市で課税される



定額減税前の令和6年分所得税額または令和6年度分住民税所得割額が発生する



本来給付すべき所要額（令和6年分所得税と令和6年度住民税の定額減税で控除しきれなかった額の合計額を1万円単位で切り上げた額）が、令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）の支給額を上回った



**「令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付1）」の対象と見込まれます**



## (2) 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付2)

令和7年度住民税が名古屋市で課税される



定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分住民税所得割額がいずれも0円



令和6年分所得税または令和6年度住民税において「合計所得金額が48万円超」または「事業専従者」である



低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員ではない



**「令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付2)」の対象と見込まれます**

# 不足額給付 I の支給金額の算出方法

## ■支給金額の算定式(「支給のお知らせ」「申請書」(抜粋))

令和 7 年の所要額	令和 6 年分 所得税分の 控除不足額 (①) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> 円	+	令和 6 年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> 円	=	控除不足額計 (③) (① + ②) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> 円
	注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。				↓
					令和 7 年の所要額 (④) (上記③を 1 万円単位に切上げ) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> 万円
支給額	令和 7 年の 所要額 (④) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> 万円	-	調整給付金 (当初給付分) 支給額 (令和 6 年) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> 万円	=	調整給付金 (不足額給付分) 支給額 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> 万円
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                 (注) 調整給付金 (当初給付分) の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。             </div> <div style="margin-left: 10px;">                 ←この記載の対象となる者も少ないので、省略することも可能             </div> </div>				

■令和6年分所得税分の控除不足額(①)について

・確定申告書を提出された方

確定申告書の記載事項に基づき計算した額により把握する。

④令和6年分特別控除額－(④③再差引所得税額－「④⑧～④⑨外国税額控除等」)  
 (=定額減税可能額) (＝定額減税前所得税額)

・確定申告書の提出が不要である方

給与支払報告書(給与所得の源泉徴収票と同じ記載内容)、公的年金支払報告書(公的年金所得の源泉徴収票と同じ記載内容)等から以下により把握する。

令和7年度住民税情報から算出した定額減税可能額(※1)－報告書の控除済額(※2)  
 (=定額減税可能額) (＝定額減税前所得税額)

(※1)令和7年度住民税情報は、報告書や市県民税申告書の内容を基に算出している。

(※2)控除済額の記載された報告書が複数ある場合は、その合計となる。

■令和6年度住民税の控除不足額(②)(※)について

定額減税可能額－定額減税前の住民税所得割額

(※)名古屋市では通知した納税通知書等に「所得割額から控除しきれない金額〇〇円」として記載

再差引所得税額 (41-42)	④③								
令和6年分 特別控除控除額 (13万円×人数)	④④								0000
再々差引所得税額(基準所得税額) (43-44)(赤字のときは0)	④⑤								
復興特別所得税額 (45×2.1%)	④⑥								
所得税及び復興特別所得税の額 (45+46)	④⑦								
外国税額控除等	④⑧								

令和6年分 給与所得の源泉徴収票  
 (摘要欄)  
 控除済額〇円